

神戸市移動支援事業運営要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市移動支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第27条の規定に基づき、移動支援事業（以下「本事業」という。）の支援内容及び支給量の判断指針に関する細目を定めることを目的とする。

(支援の対象となる外出の判断指針)

第2条 要綱第3条第1項第1号に掲げる社会生活上必要不可欠な外出とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 福祉サービスの利用、その他権利義務にかかる手続き及び相談（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護の対象とならない外出に限る。）
- (2) 通院（法第5条第2項に規定する居宅介護の対象とならない通院に限る。）、入退院手続き及び相談等（医療機関、保健所等）
- (3) 入学式、卒業式等の学校行事への参加（保育所、幼稚園、学校）
- (4) 金銭の入出金、支払い、貸付相談等家計の維持、財産の保全に関する手続き（金融機関等）
- (5) 通信に関する手続き（郵便局等）
- (6) 日常生活上必要な買物
- (7) 理容、美容
- (8) 住居の確保、維持管理に関する用務での外出
- (9) 冠婚葬祭への参加
- (10) その他前各号に準ずる外出

2 要綱第3条第1項第2号に掲げる、余暇活動等の社会参加のための外出とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 各種行事、研修会への参加
- (2) 就職、就学活動
- (3) 施設利用（施設、作業所等への通所は一時的なものに限る。）
- (4) 日常生活上必要なもの以外の買物
- (5) 余暇、スポーツ、文化活動（映画館、劇場、体育館、美術館、サークル活動、各種講座等）
- (6) 初詣、墓参り等の社会的習慣による外出
- (7) 通学のための一時的利用
- (8) その他前各号に準ずる外出

(支援内容及び支給量の決定)

第3条 支援内容及び支給量は、「移動支援サービス利用に係る『日常生活の状況』聴き取り結果整理票」（要領様式第1号）等に基づき決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、精神障害者については、「移動支援サービス利用に係る『日常生活の状況』聴き取り結果整理票（精神）」（要領様式第2号）等に基づき決定するものとする。

3 前2項の様式による聴き取りは、支給対象期間の満了による更新申請時等において、そ

の一部又は全部を省略することができる。

(支給量)

第4条 支給量は、次の各号に掲げる障害者の区分に応じて当該各号に掲げる時間の範囲内とする。

- (1) 身体障害者 50時間／月
- (2) 知的障害者 50時間／月
- (3) 精神障害者 50時間／月
- (4) 小学生以上18歳未満の障害児 32時間／月

(障害者の社会生活上必要不可欠な外出の取扱い)

第5条 障害者の社会生活上必要不可欠な外出については、前条第1項第1号、第2号及び第3号の時間を超えて支給量の決定をすることができるものとする。

2 前項の決定を行う場合においては、希望支援時間及び時間帯（原則として午前8時から午後6時まで）の聴き取りを行うものとする。

(身体介護の有無の判断基準)

第6条 別表第1に掲げる障害者の区分に応じて同表に定める要件に該当する場合は、身体介護有の決定を行うものとする。

(2人派遣の判断基準)

第7条 別表第2に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、2人派遣の決定を行うことができるものとする。

(支給対象とならない外出)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象とならないものとする。

- (1) 通勤・営業活動等経済活動に係る外出
- (2) ギャンブルや飲酒を主とする外出
- (3) 通年かつ長期にわたる外出
- (4) 宗教・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動
- (5) 社会通念上本事業を利用することが適当でないと認められる外出

(介護保険給付との併給関係)

第9条 介護保険対象者については、派遣の事由等を鑑み本事業が介護保険制度で対応できると判断される場合は、本事業の決定を行わないものとする。

(自立支援給付との併給関係)

第10条 法第5条第3項に規定する重度訪問介護の決定を受けた全身性障害者の場合は、社会生活上必要不可欠な外出に関する移動の支援は当該重度訪問介護で決定されるものであり、余暇活動等の社会参加のための外出に関する移動の支援についてのみ本事業の決定を行うことができるものとする。

2 法第5条第4項に規定する同行援護の決定を受けた視覚障害者等は、原則として本事業を利用することはできない。

3 法第5条第5項に規定する行動援護の決定を受けた障害者等は、原則として本事業を利用することはできない。

4 障害者支援施設（法第5条第11項に規定する施設）に入所している障害者等については本事業を利用することはできない。ただし、障害者支援施設において、外泊時加算が算定されない間については利用することができる。

5 定期的な通院時の支援及び公的手続き又は相談のために官公署を訪問する場合の支援等については、法第5条第2項に規定する居宅介護の通院等介助として決定されるものであり、本事業の支援の対象とならない。ただし、外出時に身体介護を要しないと判断される障害者等が比較的継続した頻度の通院について、平成18年9月中に、介護給付（外出介護）の社会生活上必要不可欠な外出として身体介護無で決定されていた場合は、本事業による支援の対象とすることができるものとする。

（重複障害者等の決定に係る留意事項）

第11条 要綱別表第1の障害者の区分に複数該当する場合は、支援を要する主たる障害区分により決定するものとする。

（療育手帳を有しない児童の取扱い）

第12条 療育手帳を有しない児童に係る申請があった場合は、こども家庭センターより知的障害の程度等に係る意見を得たうえで、支援の要否等を決定するものとする。

（支給期間）

第13条 支給期間の終期は、支給期間の始期から起算して、当該障害者等の最初の誕生月の月末とする。ただし、最初の誕生月が支給期間の初月と同じ場合（月の初日を除く）は、最初の誕生月の次の誕生月の月末とする。

2 前項の規定にかかわらず、障害福祉サービスの支給決定を受けている者の支給期間の終期は、当該障害福祉サービスの終期とする。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行するものとする。

別表第1（第6条関係）

区分	要件
<p>肢体障害者</p>	<p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 移動支援サービス利用に係る「日常生活の状況」聴き取り結果整理票（要領様式第1号。以下「整理票」という。）の移動，食事，排泄，衣服の着脱において，3つ以上が全介助であること。</p> <p>(2) 整理票の移動，食事，排泄，衣服の着脱において，3つ以上が一部介助若しくは全介助に該当し，かつ，次のアからオの2つ以上の項目に該当すること。</p> <p>ア 座位保持で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>イ 車いす等への移乗で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>ウ 食事の介助度で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>エ 排泄の介助度で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>オ 衣服の着脱で，全介助若しくは一部介助に該当</p>
<p>知的障害者</p>	<p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 整理票の移動が全介助若しくは一部介助に該当し，かつ，次のいずれかの項目に該当すること。</p> <p>ア 視力で「かなり悪い」若しくは「見えない」に該当</p> <p>イ 聴力で「かなり悪い」若しくは「聞こえない」に該当</p> <p>ウ 車いす等への移乗で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>エ 食事の介助度で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>オ 排泄で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>カ 衣服の着脱で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>キ けいれん・ひきつけを月に1回以上起こしている場合</p> <p>(2) 整理票の「強いこだわり，多動パニック等の不安定な行動」，「自傷行為」，「他害行為（対人）」，「他害行為（対物）」のいずれかにおいて全介助若しくは一部介助に該当すること。</p>
<p>精神障害者</p>	<p>移動支援サービス利用に係る「日常生活の状況」聴き取り結果整理票（精神）（要領様式第2号）の移動が全介助若しくは一部介助に該当し，かつ，次のいずれかの項目に該当すること。</p> <p>(1) 視力で「かなり悪い」若しくは「見えない」に該当</p> <p>(2) 聴力で「かなり悪い」若しくは「聞こえない」に該当</p> <p>(3) 車いす等への移乗で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>(4) 食事の介助度で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>(5) 排泄で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>(6) 衣服の着脱で，全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>(7) けいれん・ひきつけを月に1回以上起こしている場合</p>

備考 1 各区分の障害者には，障害児を含むものとする。

2 障害者の区分に複数該当する場合は，支援を要する主たる障害区分により決定するものとする。

3 要綱別表第1の障害者の区分が難病患者等の場合は，同等と認められた区分に準じた要件とする。

別表第2（第7条関係）

<p>身体的理由によるもの</p>	<p>比較的体格が大きく、次の項目すべてに該当する。</p> <p>(1) 整理票の座位保持で、全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>(2) 整理票の車いす等への移乗で、全介助若しくは一部介助に該当</p> <p>(3) ヘルパーの指示が伝わりにくく利用者からの協力が困難なため、比較的大きな体格の利用者をヘルパーが抱え込まなければならない。</p>
<p>麻痺や緊張によるもの</p>	<p>麻痺や緊張により、前号と同等の介護力が必要な場合</p>
<p>心身の状況・病状等によるもの</p>	<p>心身の状況、病状等により、緊急時の対応を考慮しなければならないもので、客観的にヘルパーがひとりでは対応できないと判断できる場合</p>
<p>世帯の状況によるもの</p>	<p>世帯に小さな子供がいて一緒に外出する必要がある場合など、客観的にヘルパーがひとりでは対応できないと判断できる場合</p>
<p>暴力行為等によるもの</p>	<p>行動障害により暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められ、ヘルパーにもこれらの行為に及ぶことが見込まれる場合</p>
<p>知的理由によるもの</p>	<p>整理票で次のいずれかの項目に該当し、ヘルパーがひとりでは対応できないと判断できる場合</p> <p>(1) 「強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動」が週に1～2回以上ある。</p> <p>(2) 「他害行為（対人）」が週に1～2回以上ある。</p> <p>(3) 「他害行為（対物）」が週に1～2回以上ある。</p>